

## 資金移動業の廃止の公告

当社は、令和5年9月29日をもって、当社の資金移動業（Manepa Card 及び当社が株式会社大和ネクスト銀行との提携により提供する DAIWA SMART DEPOSIT）を廃止することといたしました。資金決済に関する法律第61条第5項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、当社ホームページに記載のとおりです。

<https://card.manepa.jp/>

以上、資金決済に関する法律第61条第3項の規定により公告いたします。

令和5年4月3日

東京都港区六本木三丁目2番1号

株式会社マネーパートナーズ

代表取締役 福島 秀治